

町田市民病院電気需給契約仕様書

1. 概要

- (1) 件名
町田市民病院電気需給契約(単価契約/長期継続契約)
- (2) 需要場所
町田市旭町 2-15-41 町田市民病院ほか
- (3) 業種及び用途
病院(医療施設) および旧看護棟(附属施設)
- (4) 契約期間
契約確定日から 2022 年 9 月 30 日までとする。
なお供給期間は 2019 年 10 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日とする。

2. 仕様 1

- (1) 市民病院供給電気方式等
 - ①契約種別 業務用季節別時間帯別電力
 - ②供給方式 交流 3 相 3 線式
 - ③受電方式 2 回線受電 (予備電源線含む)
 - ④供給電圧 6,000 V
(標準電圧)
 - ⑤計量電圧 6,000 V
(標準電圧)
 - ⑥標準周波数 50H z
- (2) 契約電力
最大電力 1,050 kW
契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。
- (3) 使用電力量(予定) (詳細は別紙 3 参照)
年間使用予定電力量 4,762,389 kWh
※内訳
夏季使用電力量 531,800 kWh
その他季使用電力量 1,652,433 kWh
- (4) 電力需給地点ならびに保安上の責任・財産分界点
需要場所における発注者の施設した第 1 号柱上の当該地域を管轄する一般送配電事業者の架空引込線と発注者の開閉器電源側接続点
- (5) 電力量等の検針

- ①自動検針装置 有
 - ②一般送配電事業者の検針方法 遠隔自動検針
 - ③計量器 電力需給用複合計器（通信機能付精密級）
- (6) 非常用自家発電設備（1,000 kW×1台、500 kW×1台）を有している。
- (7) 常用発電設備としてガスエンジン発電機（370 kW×2台）を有している。
当該自家発電機器の検査・補修又は故障による不足電力が発生した場合に補給を可能にすること。

3. 仕様 2

(1) 旧看護棟供給電気方式等

- ①契約種別 自家発補給電力A
- ②供給方式 交流3相3線式
- ③受電方式 1回線受電
- ④供給電圧 6,000V
(標準電圧)
- ⑤計量電圧 6,000V
(標準電圧)
- ⑥標準周波数 50Hz

(2) 契約電力

最大電力 39 kW

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。

(3) 使用電力量(予定) (詳細は別紙2参照)

年間使用予定電力量 50,143 kWh

※内訳

夏季使用電力量 13,938 kWh

その他季使用電力量 36,205 kWh

(4) 電力需給地点ならびに保安上の責任・財産分界点

需要場所における発注者の施設した第1号柱上の当該地域を管轄する一般送配電事業者の架空引込線と発注者の開閉器電源側接続点

(5) 電力量等の検針

- ①自動検針装置 無
- ②一般送配電事業者の検針方法 係員による目視
- ③計量器 電力需給用複合計器

4. その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の電気需給約款による。
- (3) 見積単価の算定にあたっては税込みで、各使用月の力率は一律 85 パーセント、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。
 - ① 契約電力及び最大需要電力の単位は「1 kW」とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ② 使用電力量の単位は「1 kWh」とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ③ 基本料金の推定金額、夏季電力量料金の推定金額、その他季電力量料金の推定金額の段階では 1 円未満の端数を保持し、推定総金額、地方消費税相当額の段階で 1 円未満の端数を切り捨てる。

5. 契約条項 別紙 1 の通り

町田市民病院電気需給契約(単価契約/長期継続契約)契約条項

町田市民病院事業管理者（以下「甲」という。）と、契約者（以下「乙」という。）は町田市民病院等で使用する電力の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書を内容とする電気需給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
2. この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 3. この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 4. この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 5. この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 6. この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 7. この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 8. この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する東京地方裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。
 9. この電力需給契約の履行に係る経費は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、すべて乙の負担とする。
 10. この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である。
 11. 甲は、翌年度以降において本契約にかかる歳出予算の減額又は削除があった場合は、乙の合意を得ることなく当該契約を変更又は解除することができる。
 12. この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(電気の供給)

第2条 乙は、甲が必要とする電力を供給するものとする。

2. 契約期間内の購入電力量が予定使用電力量に比べて増減がある場合でも、乙は甲が必要とする電力を供給するものとする。
3. 経済産業省及び環境省に算出報告した「電気事業者別排出係数」のうち、開札日時点での最新の「調整後排出係数」が、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号)」に基づく代替値未満であるものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約確定日から2022年9月30日までとする。

なお供給期間は2019年10月1日から2022年9月30日とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第4条 町田市病院事業契約事務規定(平成21年3月31日管理規程第17号)第5～第7条および第32～第34条に従うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め甲の承諾を得た場合にはこの限りでない。

(仕様書等の変更)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。

2. 甲は、仕様書等に表示された契約電力又は予定使用電力量を使用状況に応じ、増減して使用することができる。

(契約電力)

第7条 契約期間中において、基本的には契約電力の変更は行わない。契約電力を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決めるものとする。

2. 甲が契約電力を超えて電力を使用した場合の超過料金の扱いは、旧一般電気事業者の電気需給約款を基本として甲乙協議により別に定める。

(電力の計量)

第8条 電力の使用に対する代金(以下「電気料金」という。)の算定に必要な

使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。）、力率の計量は、一般送配電事業者が設置している記録型電力量計により行うものとする。

2. 計量日時は甲乙協議の上、毎月定めるものとし、計量結果を記録した検針票を取り交わすものとする。

（電気料金の算定及び支払）

第9条 電気料金の算定は、計量期間（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）の使用電力量により、施設ごとに甲は乙に電気料金を毎月支払うものとする。

2. 前項の電気料金は、次の各号に掲げる税込み単価を乗じて得た料金を合算したものとする。なお、消費税および地方消費税の相当額については、各月の電気料金算定時に適用される税率により算出した額とする。

- (1) 基本料金 仕様書に規定する契約電力と契約単価および力率から計算した金額（以下の算式による）

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{契約単価} \times (185 - \text{力率} [\%] / 100)$$

- (2) 電力量料金 使用電力量に単価一覧（燃料費調整を行う場合については③に基づく金額を増減する）の電力量料金を乗じて計算した金額（以下の算式による）

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力量契約単価} \pm \text{燃料費調整単価})$$

- (3) 燃料費調整 燃料費の変動等により契約単価の調整をおこなう必要が生じた場合には、甲乙協議の上改定する。ただし、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費調整額を超えない範囲で行う。

- (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき定められた単価に使用電力量を乗じた金額。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} = \text{使用電力量} \times \text{単価}$$

- (5) その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の定めに従うものとし、必要に応じ甲乙協議により定める。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第10条 乙は、第8条により算定された当該月分の料金を翌月の10日までに甲に請求する。甲は請求書を受領した日から30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までにこれを支払うものとする。

2. 甲の責に帰すべき事由により料金の支払いがなされない場合、その電力料金につき遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に定める割合（年当りの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365 日の割合とする）で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息を乙に納めなければならない。
3. 請求の際には、請求書のほかに 30 分毎の使用電力量一覧を作成し、電子データとして提出すること。データ形式や提出方法の詳細については甲乙の協議により決定するものとする。

（乙の行う接続供給契約）

第 11 条 乙は、一般送配電事業者と電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結するものとする。

2. 甲は、需要者として接続供給契約を尊重する。
3. 当該接続供給契約によって発生する料金その他の金銭債務は乙が負担するものとする。
4. 乙は、仕様書および契約書に記載されていない事項に関しても、供給を行う上で必要な事項については、乙の負担において整えること。新たに契約期間中に制定された事項に関しては、甲乙協議のうえ定める。

（通信設備等）

第 12 条 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器よりのパルス取り出し配線、通信装置その他付属設備（以下、「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は乙の財産とし、設置工事についても乙の負担で実施する。

2. 通信設備等の取付け場所等は、甲乙協議の上選定し甲が提供する。
3. 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担でこれを撤去する。

（契約の解除）

第 13 条 甲及び乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することが出来るものとし、原因者は損害賠償の責を負う。

2. 正当な理由が無く契約を履行しないとき、または履行する見込みがないと認めるとき。
3. 乙が天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みが無

いと甲が認めたとき。

4. 契約の締結または履行に関して不正な行為があったとき、および地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するとき。
5. 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
6. その他この契約に定めた条件に違反したとき。
7. 契約解除の申出があったとき。

(損害賠償)

第 14 条 甲または乙は、この電気の需給に伴い当該地域を管轄する一般送配電事業者および第三者に対し損害を生じせしめた場合には、その原因者が損害賠償の責を負うものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 15 条 この契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定)

第 16 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約書の各条項に疑義を生じたときについては、甲乙誠意を持って協議しその処理に当たるものとする。